

メガソーラー及び大規模風力発電所の建設に伴う、災害の発生、自然環境・景観の破壊及び生活環境への被害を防止するために、更なる法改正等による対応を求める意見書

2025年（令和7年）8月21日
日本弁護士連合会

当連合会は、全国各地において、1メガワット以上の出力を持つ大規模太陽光発電所（以下「メガソーラー」という。）及び大規模風力発電所の建設に伴い、自然生態系や景観の破壊、山林の崩落等の災害、風車の騒音・低周波による健康被害等、並びにこれらをめぐる住民と事業者との軋轢が生じていていることを受けて、2022年11月16日付けで「メガソーラー及び大規模風力発電所の建設に伴う、災害の発生、自然環境と景観破壊及び生活環境への被害を防止するために、法改正等と条例による対応を求める意見書」（以下「2022年11月意見書」という。）¹を公表し、森林法、環境影響評価法等について改正の方向性を示すとともに、地方自治体に対しては条例等による積極的な規制を求めた。

また、2024年10月4日の人権擁護大会において、「人権保護として再生可能エネルギーを選択し、地球環境の保全と地域社会の持続的発展を目指す決議」（以下「人権擁護大会決議」という。）²を採択し、「再生可能エネルギーを早期に拡大していくことが必要である」と決議するとともに、そのためにも、「太陽光発電所及び風力発電所については、住民の生活や自然環境・景観への影響が小さい適地を選択し、そこで事業を進めることを可能とする制度を早急に導入すること」が必要であると決議した。

しかしながら、2022年11月意見書公表後、法改正等による一部の規制強化も見られたものの、乱開発を防止するのに十分な規制内容ではなかった。そのような中で、2025年2月18日に第7次エネルギー基本計画（以下「エネルギー基本計画」という。）が閣議決定され、これを受けて、環境影響評価や保安林指定解除

¹ 2022年11月16日付け「メガソーラー及び大規模風力発電所の建設に伴う、災害の発生、自然環境と景観破壊及び生活環境への被害を防止するために、法改正等と条例による対応を求める意見書」
https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/221116_3.pdf

² 2024年10月4日付け「人権保護として再生可能エネルギーを選択し、地球環境の保全と地域社会の持続的発展を目指す決議」
https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/civil_liberties/2024/2024_3.pdf

の手続について規制緩和が進められるという事態に至っている³。

当連合会は、こうした状況を踏まえて、地域環境への影響を十分に把握した上で、地域との調和を図る形で再生可能エネルギー発電が推進されるよう、以下のとおり改めて意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法で義務付けられた周辺地域の住民に対する説明会が、住民の不安を解消し、住民意見を事業へ十分に反映し得るものとなるよう、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に関し、幅広い住民参加を可能とするとともに、明文で専門家の同席を認める等の改正をすべきである。また、事業への住民の意見反映のため、事業者が住民と協議する制度も設けられるべきである。
- 2 利益追求を優先し、法令を遵守せず、自然環境、生活環境への影響、施設の安全性等に配慮しない事業者の参入や乱開発を防止するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法において、FIT／FIP認定ID（固定価格買取制度・プレミアム交付制度の事業計画認定を受けたID）の取得及び発電設備の転売に要件を設けて規制すべきである。また、過去に違法行為をした事業者が、違法行為を繰り返すことを防ぐため、FIT／FIP認定要件⁴に欠格要件を設けるべきである。
- 3 再生可能エネルギー事業のために保安林の指定解除については厳格な審査を維持すべきであり、要件を緩和することに反対する。
- 4 再生可能エネルギー開発に必要な保安林内の林道建設は、保安林内作業許可ではなく、再生可能エネルギー開発に伴う保安林指定解除と一体的に審査すべきである。
- 5 再生可能エネルギー事業のために環境影響評価（環境アセスメント）の手続の緩和を行うことに反対する。
- 6 環境影響評価法について、環境影響評価をより実効化するために、環境影響評価図書の継続公開、累積的影響の評価、対象事業の拡大、不服申立て制度の導入等の法改正を迅速に進めるべきである。

³ エネルギー基本計画 32 頁

<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001-1.pdf>

⁴ 再生可能エネルギーで発電した電気を一定価格で買い取るFIT制度又は再生可能エネルギー発電を市場価格で売電する収入に加え、一定額のプレミアムが事業者に交付されるFIP制度による優遇を受けるための事業計画認定要件。

7 風力発電による騒音・低周波音被害の実態把握を行うとともに、被害拡大を防ぐため、実態調査の結果を踏まえた騒音レベルの上限規制及び住家からの離隔距離規制等の規制措置を設けるべきである。

第2 意見の理由

1 2022年11月意見書の発出後の法規制等

再生可能エネルギーに係る制度を所管する経済産業省、農林水産省、環境省及び国土交通省が事務局となり、2022年10月に「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言」をまとめた。これを踏まえた法改正として、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（通称「GX脱炭素電源法」）が2023年6月に成立した（以下「2023年改正」という。）。

2023年改正の中で、地域と共生した再生可能エネルギー導入のための事業規律強化として、以下を主な内容とする再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）の改正が盛り込まれた⁵。

① 関係法令等の違反事業者に、FIT/FIP交付金を一時留保する措置を導入。

違反が解消された場合は、相当額の取り戻しを認めることで、事業者の早期改善を促進する一方、違反が解消されなかった場合は、FIT/FIP交付金の返還命令を新たに発出。

② FIT/FIP認定要件として、周辺地域の住民に対し、事業内容を事前周知する説明会等の開催を追加（事業譲渡にも適用）。

③ 委託先事業者に対する監督義務を課し、委託先を含め関係法令の遵守等を徹底。

④ （再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の改正として、）FIT/FIP認定の申請前に、森林法における林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）における許可の取得を必要とすること。

2024年3月には、総務省が「太陽光発電設備等の導入に関する調査結果」

⁵ 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案【GX脱炭素電源法】の概要

<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230228005/20230228005-1.pdf>

を公表した。同調査結果に基づく勧告として、経済産業省に対し、トラブル等の未然防止に向け発電設備の現地調査を強化すること、法令違反等の状態が未改善の発電事業者に対する文書指導を着実に実施し、改善されない場合は交付金の留保などの必要な措置を適確に実施することなどを求めた。同勧告に対し、資源エネルギー庁は、2024年度から指導、FIT/FIP交付金の一時停止、認定取消し等の措置を厳格に講じると表明した。

2 エネルギー基本計画による規制緩和の動きと更なる規制の必要性

上記のような再エネ特措法の改正等が実施されたものの、2022年11月意見書で示した法改正等がほとんど実現しておらず、全国で発生している問題解決にはいまだ不十分である。法規制が進まない中で、地方自治体は、乱開発から地域を守るために独自の再生可能エネルギー設備の設置等規制条例を制定して対応しており、規制条例を制定した市町村は300を超えて増え続けているという異例の事態になっている。

他方で、国は、エネルギー基本計画において規制緩和の方向性を示しており、その後の環境影響評価法の改正により計画段階配慮制度を大幅に緩和し、保安林の指定解除についても通達で緩和するなどしている。

エネルギー基本計画では、地方公共団体との連携を強化し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域（再生可能エネルギー導入を促進する区域）の設定等を推進するとしているところ、温暖化防止対策のため促進区域を設定することは有効であるが、促進区域での規制緩和に伴い、適正な環境影響評価や住民参加の手続が省略されてしまうことが懸念される。

環境破壊や地域との軋轢を防ぎつつ更なる再生可能エネルギー開発を進めていくためには、法制度の整備及び適切な運用がより一層求められる。

3 再エネ特措法の規制強化の必要性

(1) 幅広い住民の参加を可能とし、住民意見を事業に十分に反映し得る説明会の開催の必要性（意見の趣旨第1項）

2023年改正により、FIT/FIP認定の初期段階から、周辺地域の住民に対する説明会の開催が義務付けられたことは評価できるが、資源エネルギー庁が2024年2月に策定した事業者向けの「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）⁶に基づき現に開催されている説明会は、再生可能エネルギー事業において影響を受ける住民らに

⁶ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf

適切な情報を周知し、住民らの事業への意見を反映させる手続としては極めて不十分である。

すなわち、ガイドラインでは、敷地境界線から低圧電源⁷の場合100メートル、高压電源又は特別高压電源⁸の場合300メートル、環境アセスメント対象事業（第一種事業に限る。）⁹の場合1キロメートルの居住者及び再生可能エネルギー発電事業の実施場所に隣接する土地等の所有者と定めており、周辺地域の住民の範囲を極めて限定している。しかしながら、森林等での大規模な開発は流域全体に影響を及ぼし、大規模風力発電による騒音・低周波音の影響も後述のように1キロメートルの範囲では到底網羅できない。少なくとも事業が行われる自治体の住民、事業地に隣接し事業による影響を受ける自治体の住民及びこれらの住民を主たる構成員とする団体は全て参加できるよう、速やかにガイドラインを改正すべきである。

また、周辺地域の住民だけで事業者の説明を理解し、適切に質問することは困難であるため、明文で説明会への専門家の同席を認めるべきである。あわせて、説明会での住民の質問に対する適切な対応のみならず、住民の意見を事業へ反映するため、事業者が周辺地域の住民と協議することを制度化すべきである。

(2) 転売規制の必要性（意見の趣旨第2項）

近時、特に太陽光発電所について、転売目的と考えられる事業が多く展開されているところ、その中には利益を優先し、法令遵守や自然環境、生活環境への影響、施設の安全性等に配慮しない事業者も存在し、乱開発を引き起こしている¹⁰。

地域との共生のためには、開発当初から施設の撤去まで、責任ある主体が事業を進めていくことが不可欠であり、2022年11月意見書でも述べたとおり、自然環境や地域住民の生活環境への著しい影響が予測されるものについては、FIT/FIP認定ID（固定価格買取制度・プレミアム交付制度の事業計画認定を受けたID）の取得及び発電設備の転売に要件を設けて規制すべきである。

また、同一事業者が別の場所にある複数の事業で違法行為を繰り返す事態

⁷ 低圧電源とは、出力が50キロワット未満の電源をいう。

⁸ 高圧電源とは、出力が50キロワット以上2,000キロワット未満の電源をいう。特別高压電源とは、出力が2,000キロワット以上の電源をいう。

⁹ 環境アセスメント対象事業（第一種事業に限る。）とは、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業で、環境アセスメントの手続を必ず行う必要があるものをいう。

¹⁰ 2022年11月意見書5頁から8頁まで

も発生していることから、F I T／F I P認定に欠格要件を設け、過去に重大な違法行為をした事業者が参入できないよう規制すべきである。

4 陸上風力発電所建設のための保安林の指定解除の厳格化（意見の趣旨第3項及び第4項）

（1）保安林の保護の必要性

保安林は日本の森林の5割を占め、水源保全、土砂災害防止、生物多様性保全、気候変動の緩和など、国民生活のために不可欠な役割を果たしている。

太陽光発電のための林地開発許可については2023年4月に一定の見直しが行われたが、山間部の風力発電所建設の際に問題となる保安林の指定解除については、要件の見直し等は進んでいない。カーボンニュートラル宣言後内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制緩和の要請により、林野庁は保安林指定解除手続迅速化のためのマニュアルを整備し、現在も、国有林を含む保安林での大規模風力発電計画が全国で進んでいる。

具体的には、保安林の指定解除は、①指定理由の消滅による解除又は②公益上の理由による解除のいずれかの場合に行われるところ、一般社団法人日本風力発電協会は、「第7次エネルギー基本計画に向けたJ W P Aの提言－風力発電の大量導入による安心・安定・持続可能な社会への貢献－」を公表し、陸上風力発電を推進するためには、多くが保安林に指定されている山の尾根筋での開発が必要であり、「風力発電事業について、森林法の「公益上の理由」による保安林解除を認めるよう見直すべきである」¹¹との提言を行っている。

また、エネルギー基本計画では、陸上風力発電について、「保安林について、ポジティブゾーニング推進の方向性を踏まえた対応を進める」と明記されており、今後、自治体が促進区域を設定した場合に保安林の指定解除を容易にする手続改定も予測される。

しかし、保安林の指定を解除し、尾根を削り、切土・盛土により大規模な道路を建設して巨大な風力発電所を建設することは、水源を喪失させ、土砂流出及び土砂災害を多発させ、流域全体の環境に重大な影響を及ぼす国土破壊に他ならない。このため、従来から「公益上の理由」が認められるのは、公共事業等で土地収用の対象ともなる場合等公益性が特に高い場合に限られてきたのであり、森林を大規模に破壊し、自然環境及び周辺地域の住民への

¹¹ 一般社団法人日本風力発電協会「第7次エネルギー基本計画に向けたJ W P Aの提言－風力発電の大量導入による安心・安定・持続可能な社会への貢献－」24頁

<https://jwpa.jp/information/10895/>

影響が極めて大きい風力発電所の建設は、再生可能エネルギー導入計画に貢献するという面があったとしても、それが「公益上の理由」に該当するか否かは厳格に解釈する必要がある。その際、ほとんどの風力発電所がF I T／F I P制度の優遇措置を受けた上で行う私企業の経済活動として行われていることにも十分留意すべきである。自治体の促進区域の設定があったとしても、保安林の果たす重要な役割及び保安林での開発は上記のとおり流域全体に影響を及ぼすことから、環境保全及び国土保全の両面から厳格に審査がなされるべきである。国は、保安林の破壊につながる風力発電開発は、他の再生可能エネルギーによる、より影響の少ない場所での開発可能性を検討する等、できる限り回避する方針を明確に打ち出すべきであり、保安林指定解除の規制緩和には反対である。

(2) 保安林指定解除手続を経ない風力発電所建設に必要な林道建設

保安林における陸上風力発電所の建設には、開発と維持管理のための大規模道路建設や既存の林道の大規模拡幅が必要となることが多いが、保安林の維持管理に必要な道路の名目で作業許可（森林法第34条第1項）がなされて建設され、保安林指定解除の前に建設される場合もしばしばあり、保安林指定解除の手続を経ない潜脱的な大規模開発となっている。風車建築のためのヤードより、林道開発の方が森林伐採面積も切土・盛土の量も何倍も大きいにもかかわらず、保安林指定解除の審査を経ないで先行的に開発ができるとするのは不合理であり、再生可能エネルギー開発に必要な保安林内の林道開発は、再生可能エネルギー開発に伴う保安林指定解除と一体的に審査すべきである。

5 環境影響評価の実効化について（意見の趣旨第5項及び第6項）

(1) 2023年度以降の法規制等

現在、進行中の環境影響評価（環境アセスメント）の手続（以下「アセス手続」という。）は、その大半が陸上・洋上の風力発電所建設に対するものである。

内閣府、国交省及び環境省は、洋上風力発電所の環境アセスメントの在り方についても検討を進め、促進区域（領海及び内水）及び募集区域（E E Z）の指定等の際に、海洋環境等の保全の観点から、環境大臣が調査を行うこととし、これに伴い、環境影響評価法に相当する手続を適用しないこととする海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）の改正法が、2025年6月に成立

した。

環境影響評価制度については、「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）及び風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」が2025年3月に公表された¹²。その中では、「環境配慮が確保された陸上風力発電事業の最大限の導入促進」として、規制緩和の方向性も見られる。

2025年6月には、事業者が、既存の工作物を同一又は近接する区域で建替えをする場合、配慮書の記載事項のうち一部の事業実施想定区域の選定に係る調査等を不要とし、既存の工作物による環境影響に関する調査結果を踏まえた環境への配慮を記載すれば足りるとする環境影響評価法の一部を改正する法律が成立した。また、同改正法では、環境大臣は、事業者の同意を得て、環境影響評価図書（アセス図書）を公開することができる制度を創設している。

（2）現行アセス手続が不十分なまま手続を緩和すべきでないこと

大規模な森林破壊を伴う風力発電計画が全国に乱立しているが、アセス手続で市民や地元自治体首長から白紙撤回を求める意見が出たり、厳しい環境大臣意見が出たりすることで、アセス手続を契機に廃止となった事業があり、現行制度も風力発電に関しては乱開発の防止に一定の役割を果たしている。また、陸上より更に大規模な洋上風力発電所が、人の居住地域から2キロメートル程度しか離れておらず、かつ、生物多様性も豊かな沿岸部で、多数計画されており、人の健康や環境への影響を慎重に見定める必要性も高い。

これに対し、風力発電所の建設を早期に進めたい事業者は、アセス手続の省略化・迅速化を求めており、国も検討や法改正を進めている。

しかし、現行の環境アセスメントにおいてすら対象事業が限定され、事業の場所や規模等に関する代替案の検討が義務付けられたにもかかわらずその検討も十分になされていない。また、罰則もなく、住民の手続参加も保障されていないなど、実効的な環境保全を図るために不十分な点が多くある。そのような中で、不十分さが是正されないまま安易に規制緩和をすべきではない。

（3）環境影響評価図書の継続公開、累積的影響の評価、対象事業の拡大等の即時実施の必要性

日本の環境影響評価制度が不十分であることは、当連合会の2008年1

¹² 中央環境審議会「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）及び風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」

<https://www.env.go.jp/content/000296990.pdf>

1月18日付け「環境影響評価法改正に係る第一次意見書」(以下「アセス第一次意見書」という。)¹³でも指摘している。上記答申でも重要な課題とされており、2022年11月意見書やアセス第一次意見書でも指摘した環境影響評価図書の継続公開(ダウンロード・プリントアウトできることも必須である。)の義務化、累積的影響の評価、対象事業の拡大等は環境破壊を抑制するために不可欠であり、直ちに実施すべきである。

なお、事業者の同意を得て環境影響評価図書を環境省が公開するという改正法は、公開が抑制されてきた経緯からして不十分であり、事業者の同意なしに継続公開を義務付ける制度改正が不可欠である。

(4) 不服申立て等の制度化

現行制度は、住民参加の内容は住民説明会の開催や環境影響評価図書への意見募集にとどまっている。風力発電事業の環境影響評価調査は事業者が単独で行うことから、これまで、イヌワシの生息を確認しながらこれを調査結果として記載しなかったことが問題となったり、自治体から調査が明らかに不十分であると指摘されたりする事例も出ているが、不正を是正する手続はない。

したがって、アセス第一次意見書でも指摘したとおり、調査手続への専門家の関与や住民意見の反映、住民との協議の導入、罰則の導入及び環境影響評価の結果への不服申立て等の制度化など、アセス手続自体の是正ややり直しを可能とする制度が必要である。

6 風車による騒音・低周波音被害の実態把握と規制の実施(意見の趣旨第7項)

(1) 風車建設地における健康被害の発生

風車による健康被害は世界でも問題となっているが、日本では2000年代より、風車建設地近くの住民が不眠、肩こり、耳鳴りなどの被害を訴える形で表面化している。科学的に解明されていない点もあるものの、後述のようにこれらの被害は風車の騒音や低周波音が原因であると指摘されている。

当連合会は、2013年12月20日付け「低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」を公表し、被害者の実態を踏まえた調査や健康被害の防止に足りる規制基準の作成等を求めた¹⁴。ま

¹³ 2008年11月18日付け「環境影響評価法改正に係る第一次意見書」

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2008/081118_2.pdf

¹⁴ 2013年12月20日付け「低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2013/131220_3.pdf

た、人権擁護大会決議の提言理由でも、住民の生活圏に極めて近い位置に大量の風力発電機を設置する計画は、地域住民の健康被害や漁業への影響が懸念されると指摘している。

低周波音は周波数が低く聞こえにくい音であるが、風力発電所では、低周波音が通常の音より卓越し、周波数が低いほど音圧レベルが高いという特徴がある。しかし、低周波音による健康被害が現れるか否かは個人差があるため、健康被害が生じても「気のせい」、「他に原因がある」とされて苦しむ人も多い。低周波音は、空気による吸収の影響が少ないため距離が離れても減衰しにくく、また壁や窓で遮音しにくく、部屋と共に鳴振動しやすい性質を持つ。

最近でも、秋田県由利本荘市や北海道乙部町及び北見市で健康被害の訴えが報告されている¹⁵。

海外では、低周波音の人体への影響に関する研究も行われており、脳や心臓等の人体に影響を与えるとの研究成果がある¹⁶。

(2) 騒音・低周波音についての環境省の指針とその問題点

環境省は、2017年に環境省水・大気環境局長通知である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環水大大発第1705261号)及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を公表し、「風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低い」、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない」とした¹⁷。この指針は、健康への不安や被害を訴える住民に対する説明の際に、事業者や自治体が用いることもある。

しかし、他方で環境省は、2004年6月に「低周波音問題対応の手引書」¹⁸を公表し、低周音による心身に係る苦情の問題対応のための評価指針とし

¹⁵ 秋田魁新報社2024年2月7日「由利本荘市の2団体風車で健康被害対策求める」、北海道新聞2025年5月20日「国内最大級、檜山沖の洋上風力発電 乙部沖が空白になった14年前の苦い経験＜米林・江差支局長が読み解く＞」、2025年5月10日「風車の騒音か データ確認 常呂能取WF低周波音調査 北大・田鎖助教が住民説明」。

¹⁶ ポルトガル共和国の・ルソフォナ大学教授のマリアナ・アルヴェス・ペレイラ博士の研究もその1つである(2023年9月16日開催シンポジウム「メガソーラー及び大規模風力による開発規制条例の実効性確保～地域の自然環境及び生活環境を守るための処方箋～」)。

<https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2023/230916.html>

¹⁷ 環境省水・大気環境局長「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」2頁

https://www.env.go.jp/air/noise/wpg/shishin_H2905.pdf

¹⁸ 環境省環境管理局大気生活環境室「低周波音問題対応の手引書」

<https://www.env.go.jp/air/teishuha/tebiki/index.html>

て「参考値」を示している。そして、2017年12月27日には、「低周波音問題対応の手引書における参考値の取扱いについて」において、「低周波音に関する感覚については個人差が大きく、参考値以下であっても、低周波音を許容できないレベルである可能性が10%程度ではあるが残されているため、個人差があることも考慮し判断することが極めて重要である」ことにも留意して、手引書の活用を図ることを通知している¹⁹。

このように、風力発電所から発生する低周波音について健康影響がないかのような印象を与える環境省の指針は、健康影響があることを前提としている「低周波問題対応の手引書」や「低周波音問題対応の手引書における参考値の取扱いについて」の通知書と矛盾している。

また、風力発電所の騒音に対する環境省の上記指針は、騒音の評価尺度をA特性とするとしているが、A特性は、人の耳の感覚に近づけるべく、低い周波数帯の音には感度を低く考慮するなどの補正を行った評価尺度であり、低い周波数のレベルが大きく下がってしまうなど、低周波音の影響を正確に考慮できない。「低周波音問題対応の手引書」では、評価尺度を、1/3オクターブバンド音圧レベル、G特性音圧レベルとしている点からも、同指針を低周波音の評価指針と考えるのは適切ではない。

以上のような環境省の指針は、国内外の新たな科学的知見に基づいて十分に検討されたものではないため、現時点での根拠とはなり得ない。また、指針値や評価の仕方などが確定していないため、リスクが不確実でも、特に健康被害については、重大な影響を回避することを原則として行動すべきであるとの指摘がある²⁰。現状では風力発電所に対する騒音の上限値がないことも問題である。

(3) 風車の大型化と離岸距離が近い日本の洋上風力発電事業

現在、計画されている洋上風力発電は、風車1基につき、高さ150メートルから250メートル、出力10メガワットから20メガワットまでと巨大なものとなっている。日本の洋上風力発電の大きな特徴は、海外と比べて海岸からの距離である離岸距離が極めて近いことである。例えば、山形県の遊佐町沖では、海岸から1海里(=1852メートル)離れた場所で、1基

¹⁹ 環境省水・大気環境局大気生活環境室「低周波音問題対応の手引書における参考値の取扱いについて」
<https://www.env.go.jp/air/teishuha/tebiki/attach/H291227jimurenraku.pdf>

²⁰ 長州新聞2022年11月4日「巨大風車による健康影響の実態について 北海道大学工学研究院助教・田鎖順太」
<https://www.chosyu-journal.jp/shakai/24908>

10メガワットの風車を約50基設置する計画がある。

これに対し、欧州や中国の洋上風力発電所の離岸距離は、10から20キロメートル以上とすることが標準的となっている²¹。

大規模な洋上風力発電計画は、再エネ海域利用法に基づき、協議会を経て事業計画地が含まれる予定地を決めるが、沿岸部に居住する住民が利害関係者として協議会に参加することは想定されていない。住民が低周波音被害を受けないように、離岸距離について意見を述べられる手続の確保が不可欠である。

(4) 低周波音を含めた調査と被害回避のための対策の必要性

騒音・低周波音による被害実態の医学的・疫学的な調査の実施と規制の検討が早急に必要であるが、環境省では、近年、2019年度と2023年度に文献調査をしたのみで、騒音・低周波音の問題について本腰を入れて取り組む姿勢は見られない。

これに対し、計画中の洋上風力発電について、周辺の沿岸住民に不眠症及び入眠妨害が起こるリスクの評価を行った論文²²が発表されている。また、秋田県由利本荘市では、科学研究費助成事業を用いた疫学的調査が実施される予定である。

騒音・低周波音被害の実態を把握しないまま、離岸距離2キロメートル程度のところに巨大な風車が建設されれば、大きな公害問題になるおそれがある。「公害の防止」を任務とする（環境省設置法第3条）環境省が、この問題に真剣に取り組まないことは、省の存在意義を失わせる行為と言わざるを得ない。早急に、風力発電による騒音・低周波音の発生の実態、健康被害についての調査を実施し、調査結果を踏まえ、騒音レベルの上限規制及び住家からの離隔距離規制等を実施するとともに、現在沿岸部で計画されている洋上風力発電計画を健康被害の発生も考慮して抜本的に見直すべきである。

以上

²¹ 一般社団法人電力中央研究所「再エネ海域利用法を考慮した洋上風力発電の利用対象海域に関する考察」（2019年11月）
<https://criepi.denken.or.jp/jp/serc/research/files/46/pdf/Y19502.pdf>

²² 田鎖順太、「北海道沿岸の「有望な区域」における洋上風力発電の騒音による周辺住民への健康影響に関する検討」（北海道自然エネルギー研究18巻13頁から19頁まで（2024））